

令和 7 年陸別町議会 9 月定例会会議録（第 1 号）						
招 集 の 場 所	陸 別 町 役 場 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	令和 7 年 9 月 2 日 午前10時00分		議 長	久 保 広 幸	
	延会	令和 7 年 9 月 2 日 午後00時01分		議 長	久 保 広 幸	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
出席 7 人 欠席 0 人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す	1	濱 田 正 志	○			
	2	三 輪 隼 平	○			
	3	渡 辺 三 義	○			
	4	工 藤 哲 男	○			
	5	中 村 佳 代 子	○			
	6	谷 郁 司	○			
	8	久 保 広 幸	○			
会議録署名議員	濱 田 正 志		三 輪 隼 平			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 請 川 義 浩			主査 竹 島 美 登 里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	本 田 学	教 育 長		有 田 勝 彦	
	監 査 委 員	村 本 和 弘	農 業 委 員 会 長		佐 藤 直 人	
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	今 村 保 広	会 計 管 理 者		庄 野 勝 政	
	総 務 課 長	丹 崎 秀 幸	町 民 課 長		本 間 希	
	産 業 振 興 課 長	菅 原 靖 志	建 設 課 長		山 崎 誠	
	保健福祉センター次長	空 井 猛 壽	国保児童診療所事務長		（空井猛壽）	
	総 務 課 参 事	瀧 澤 徹	総 務 課 主 幹		清 水 遊	
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 委 次 長	瀧 澤 勇 二				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農 委 事 務 局 長	遠 藤 克 博				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第44号	公平委員会委員の選任について
4	議案第45号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
5	議案第46号	陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
6	議案第47号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
7	議案第48号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
8	議案第49号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
9	議案第50号	令和7年度陸別町一般会計補正予算（第2号）
10	議案第51号	令和7年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
11	議案第52号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
12	議案第53号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
13	議案第54号	陸別町農業環境支援センター設置条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（請川義浩君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和 7 年陸別町議会 9 月定例会を開会します。

清水建設課参事、村田産業振興課主幹、前田保健福祉センター主幹、向井保健福祉センター主幹、大鳥居教育委員会主幹より欠席する旨、庄野会計管理者より、午後より退席する旨、報告がありました。

会議に先立ち、事前に申し上げます。

本日、議会広報等に使用するため、教育委員会職員、学校教職員、議会事務局職員、町報広報職員、十勝毎日新聞社による写真撮影を会議規則第 103 条の規定に基づき、許可しておりますので、御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（久保広幸君） 町長から、行政報告の申出があります。

本田町長登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 8 月 7 日、第 4 回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります、書面から1件、口頭で1件御報告申し上げます。

8月30日に、音更町で行われました第34回北海道肉用牛共進会であります。

第4部門、経産1、3以上で、本町有限会社赤川牧場のはるひでが優等賞1席を受賞されました。生産者の日頃からの努力の賜物であり、大変喜ばしいことであります。

次に、農作物生育状況でございます。

令和7年8月31日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所及び北海道糖業株式会社本別事業所調べによる農作物生育状況について報告いたします。

本年の気象経過につきましては、6月以降8月までの3か月の間、日の平均、最高気温ともに平年を上回る状況です。

降水量は、7月が平年の50%程度で、3か月平均においても平年を下回る状況であり、日照時間については、平年を大きく上回っています。

牧草につきましては、2番牧草の生育は、平年並みに経過しています。収穫始めは平年並の8月18日となっておりますが、収穫はじめ後の天候不順により、収穫作業が遅れ、現時点では、30%程度の進捗となっております。

飼料用トウモロコシにつきましては、草丈は平年よりも若干高め、生育は平年より4日程度早まっており、収穫については平年より早まる見込みとなっております。

てん菜につきましては、高温多湿の状況により、褐斑病が散見されておりますが、根腐れ病は平年より少ない状況となります。

生育につきましては、平年をやや上回る結果で、収量も平年を上回る見込みであります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

◎教育関係行政報告

○議長（久保広幸君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申出があります。

有田教育長、登壇願います。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 6月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

教育関係の事業等につきましては、書面のとおりでありますが、そのうち1件について御報告をいたします。

各種行事関係であります、書面に記載があります8月18日から27日にかけて、第2回くべつスポーツ交流ウィークとして、ゲートボール大会、ボッチャ大会、水泳記録会、ふれあいチャリティーパークゴルフ大会、ソフトボール大会の5種目を開催いたしました。

各種目に小学生以上の町民が昨年並みの151人が参加していただきました。

来年度につきましても今回の開催状況を踏まえ、より多くの町民が参加していただけるよう、種目等の内容の充実に努めて、今後も円滑な教育活動が行われるよう進めてまいります。

以上で、教育関係の行政報告を終わります。

○議長（久保広幸君） ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日午後５時までに提出してください。

◎開議宣言

○議長（久保広幸君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、１番濱田議員、２番三輪議員を指名します。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（久保広幸君） 日程第２ 会期の決定の件を議題にします。

本件については、８月２９日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

三輪委員長、登壇願います。

○議会運営委員長（三輪隼平君）〔登壇〕 令和７年陸別町議会９月定例会の運営について、８月２９日に開催しました議会運営委員会において慎重に協議いたしましたので、その結果について報告いたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、人事案件２件、計画の一部変更１件、規約の変更３件、補正予算２会計、条例の一部改正２件、条例の制定１件、決算認定７会計の合わせて１８件であります。

次に、議会関係では、一般質問４名、意見書案１件、委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容などを総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から９月１１日までの１０日間とし、９月４日から８日までの５日間は、休会にすることに決定いたしました。

なお、急を要する案件が生じた場合につきましては、休会中に会議が開催されることもあり得ますので、御理解願います。

また、９月１１日につきましては予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった

場合に限り、会議を開くことに決定いたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては、一括して行うことにいたしました。

議案第47号から議案第49号までの規約の変更3件、議案第50号から議案第51号までの令和7年度各会計補正予算2件、議案第52号から議案第53号までの条例の一部改正2件、議案第55号から議案第61号までの令和6年度各会計決算認定7件は、従前の例と同様に、提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることとし、質疑、討論、採決は、各議案及び各会計ごとに行うことにいたしました。

なお、令和6年度各会計決算認定につきましては、会期前半の9月3日に提案理由の説明までを行ったあと、休会をはさみ、質疑、討論、採決は9月9日に行うことにしております。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から9月11日までの10日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月11日までの10日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

次に、お諮りします。

週休日及び諸般の事情のため、9月4日から9月8日までの5日間は、特別の事情が生じない限り、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、9月4日から9月8日までの間は、休会とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第44号公平委員会委員の選任について

○議長（久保広幸君） 日程第3 議案第44号公平委員会委員の選任についてを議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第44号公平委員会委員の選任についてであります。現委員のうち1名が令和7年9月30日をもって任期満了となりますので、議会の同意をいただきまして選任しようとするものであります。

星美保子氏を選任したいと考えております。住所は、陸別町字陸別原野基線327番地58。生年月日は、昭和40年10月15日生まれの満59歳であります。

任期は、令和7年10月1日から令和11年9月30日までの4年間です。

星氏は、昭和59年に足寄高等学校を卒業され、その後、町内の企業に就職しております。平成2年11月に、典伸さんと御結婚され、その後、町外で生活されておりましたが、平成10年に町内に転入し、家業の陸別公清社を御家族とともに営んでおります。

星氏は、平成18年から陸別町商工会女性部に入会し、令和3年4月からは部長を務められ、また、商工会理事として御活躍されており、人物、識見とも申し分ない方であり、人格も高潔であると考えておりますので、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により、討論を省略し、これから議案第44号公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第44号は、同意することに決定しました。

◎日程第4 議案第45号固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（久保広幸君） 日程第4 議案第45号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第45号固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。現委員のうち1名が令和7年9月30日をもって任期満了となりますので、議会の同意をいただきまして選任しようとするものであります。

現委員の依田美實氏を引き続き選任したいと考えております。

住所は、陸別町字ウリキオナイ 6 番地 6 9。生年月日は、昭和 2 9 年 5 月 1 6 日生まれの満 7 1 歳であります。

任期は、令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日までの 3 年間です。

依田氏は、昭和 4 8 年 3 月、帯広農業高等学校を卒業後、家業である酪農業を営まれ、現在は離農されておりますが、地域の模範となる方であります。

平成 1 9 年 1 0 月 1 日から、固定資産評価審査委員会委員として御尽力いただきおり、現在 6 期目で、人物、識見とも申し分ない方であります。

ぜひ、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第 9 9 条の規定により、討論を省略し、これから議案第 4 5 号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第 4 5 号は、同意することに決定しました。

1 0 時 4 0 分まで休憩いたします。

休憩 午前 1 0 時 1 7 分

再開 午前 1 0 時 4 0 分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 5 議案第 4 6 号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

○議長（久保広幸君） 日程第 5 議案第 4 6 号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題とします。

提案によるの説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第 4 6 号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてですが、陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしく

お願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、議案第46号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを説明いたします。

議案集は3ページから4ページです。令和3年9月7日に議決をいただきました、陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更するものでありますが、軽微な変更のみの場合を除いて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、市町村計画の変更は議会の議決を得て定めることができるとされておりますので、今回の一部変更について議会の議決を求めるものであります。

市町村計画の変更内容としましては、計画期間中において過疎債の充当を予定する事業について追加するものです。様式の都合上、改正に直接関係しない部分も表示されておりますことを御了承願います。

それでは、議案説明書資料ナンバー1を御覧ください。新旧対照表となります。変更後の欄において、下線が引かれているところが変更箇所です。市町村計画の41ページ、目次では7、区分は6となりますが、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、（3）計画の表を次のように改めるということで、変更後の表を御覧ください。表の左から2列目、事業名（施設名）となっているところです。その上から3つ目（7）市町村保健センター及び子ども家庭センター。事業内容、隣の欄です。保健センター改修事業、事業主体、町、こちらを追加するものであります。

内容につきましては、今年度実施の保健センターのエアコン設置工事、こちらが該当となりまして、先ほど申し上げましたとおり、過疎債の適用となるものであります。

今回変更する箇所については、以上であります。そのほかの部分につきましては、従前同様であり、変更はありません。

なお、計画変更につきましては、陸別町まちづくり推進会議に対し、本年6月に諮問をいたしまして、6月18日に適当である旨の答申を受けております。

また、北海道に対しましても、7月に協議を行い、7月24日付で異議なしの回答を受けております。

以上、雑駁ではございますが、議案第46号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから議案第４６号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第４７号北海道市町村総合事務組合規約の変更
について

◎日程第７ 議案第４８号北海道市町村職員退職手当組合規則の
変更について

◎日程第８ 議案第４９号北海道町村議会議員公務災害補償等組
合規約の変更について

○議長（久保広幸君） 日程第６ 議案第４７号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから、日程第８ 議案第４９号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第４７号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてですが、江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴いまして、北海道市町村総合事務組合規約の別表第１及び別表第２を変更することについて協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第４８号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてですが、議案第４７号と同じく、江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴いまして、北海道市町村職員退職手当組合規約の別表を変更することについて協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第４９号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてですが、前議案と同じく、江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴いまして、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の別表第１を変更することについて協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第４７号から議案第４９号まで３件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、議案第４７号から議案第４９号までを一括して説明いたします。

３件に共通する事項ですが、地方自治法第２８６条第１項の規定により、一部事務組合等の規約を変更するものであります。

この地方自治法の規定ですが、一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入する者にあつては総務大臣、その他の者にあつては都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されております。

今般、事務組合の構成団体である江差町・上ノ国町学校給食組合が脱退することから、各組合の規約変更について協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案集５ページをお開きください。議案第４７号北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

ただいま説明しましたとおり、構成団体が脱退するため、別表第１及び別表第２を変更するものです。

それでは、議案説明書資料ナンバー２の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。資料ナンバー２になります。右側が現行で、左が改正案となります。下線が引かれている箇所が、今回の改正箇所となっております。

まず、別表第１の組合を組織する地方公共団体の表中、檜山振興局管内において、江差町・上ノ国町学校給食組合、こちらを削除し、加入団体数を（１１）となっているところを（１０）に変更いたします。

なお、以降の説明では、句点及び中点の読み上げは省略させていただきます。

次に、別表第２、下段の表となりますが、別表第２の旧地方公務員災害保障法の項中、同じく、江差町・上ノ国町学校給食組合を削除するものであります。

それでは、議案集５ページにお戻りください。

規約の一部変更の内容につきましては、ただいま説明したとおりでありますので、条文の朗読は省略し、附則を読み上げます。

附則。

この規約は、地方自治法第２８６条第１項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上で、議案第４７号の説明とさせていただきます、次に、議案第４８号の説明に移りたいと思います。

議案集は６ページ、議案説明書は資料ナンバー３となります。

議案第４８号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

先ほどの議案第４７号と同じく、構成団体の脱退に伴う変更であり、別表（２）一部事務組合及び広域連合の檜山管内の項中、江差町・上ノ国町学校給食組合を削除するもので

す。

こちら、条文の朗読は省略させていただきます、附則を読み上げます。

附則。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案第48号の説明とさせていただきます、続きまして、議案第49号に移ります。議案集は7ページ、議案説明書は資料ナンバー4となります。

議案第49号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

この北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更につきましても、先ほど説明いたしました、北海道市町村総合事務組合及び北海道市町村職員退職手当組合理約の変更と同様に、本町が加入しております、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の構成団体の脱退に伴いまして、規約の別表について改正する必要があるため、協議するものであります。

議案説明書資料ナンバー4にありますとおり、別表第1から、江差町・上ノ国町学校給食組合を削除するものであります。

それでは、議案集7ページを御覧ください。

規約の一部変更の内容につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文の朗読は省略し、附則を読み上げます。

附則。

この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で大変雑駁ではありますが、議案第47号から議案第49号の説明とさせていただきます。以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君）　これから議案第47号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君）　質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君）　討論なしと認め、これで終わります。

これから議案第47号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

これから議案第４８号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから議案第４８号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第４９号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第４９号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第５０号令和７年度陸別町一般会計補正予算
（第２号）

◎日程第１０ 議案第５１号令和７年度陸別町介護保健事業勘定
特別会計補正予算（第１号）

○議長（久保広幸君） 日程第９ 議案第５０号令和７年度陸別町一般会計補正予算（第２号）から日程第１０ 議案第５１号令和７年度陸別町介護保健事業勘定特別会計補正予算（第１号）まで２件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第50号令和7年度陸別町一般会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,094万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億6,783万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第51号令和7年度陸別町介護保健事業勘定特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,525万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,817万7,000円とするものであります。

以上、議案第50号から議案第51号まで2件を一括提案いたします。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第50号から51号まで一括で説明させていただきます。

議案書第1ページを御覧ください。

議案第50号令和7年度陸別町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越て使用することができる経費は第2表繰越明許費による。

地方債の補正。

第3条地方債の補正は、「第3表 地方債の補正」による。

それでは、事項別明細書で説明いたしますので、歳出の12ページをお開きください。

2の歳出。2款総務費1項総務管理費5目財産管理費10節需用費23万5,000円。こちらは借上除雪用のショベルに要する費用でございます。除雪用ショベルについては、令和7年4月の入札で購入メーカーが決定し、協議をしていたところでございますが、納車が令和8年3月の見込みのため、納車までの期間について借上車両を利用することとなりました。その関連経費を計上したものでございます。需用費23万5,000円は、借上車両にかかる費用でございます。

11節役務費、自動車損害保険料4万2,000円。こちらも借上車両に係るものでございます。

13節使用料及び賃借料、除排雪車両等借上料322万7,000円。11月から3月

までの5か月分の除雪車両の借上料金となります。

24節積立金、合計で469万1,000円。それぞれの内訳は、財政調整基金26万7,000円、こちらは利子分でございます。減債基金47万1,000円、利子分です。ふるさと整備基金130万7,000円、ふるさと納税8件110万7,000円、指定寄付1件19万9,000円、利子1,000円。いきいき産業支援基金6,000円、こちらふるさと納税1件分でございます。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金34万4,000円、ふるさと納税6件5万2,000円、利子分29万2,000円。町有林整備基金5万6,000円、ふるさと納税6件5万円、利子分6,000円。地域福祉基金7万9,000円、ふるさと納税7件7万9,000円。給食センター管理運営基金7万4,000円、ふるさと納税6件7万4,000円。スポーツ振興基金2万4,000円、ふるさと納税1件2万4,000円。地球温暖化対策基金206万3,000円、ふるさと納税17件37万5,000円。指定寄付2件200万円、利子マイナスの31万2,000円です。なお、この利子の減額分でございますが、予算計上時に12か月分を計上してございましたが、預入日の関係で、年度内は2か月分のみの歳入となるため、当初予算の計上額より減額するものでございます。

13ページ、14目緊急支援給付金事業費、総額516万円。

資料ナンバー5を同時に御覧いただきたいと思います。

令和6年に実施した給付金事業について、こちらは、税額を推計で計算しているため、税額確定に伴い不足額を給付するものでございます。対象経費につきましては、全額国庫負担となります。

10節需要費、事業に要する消耗品で4万円。

11節役務費、郵便料5万円。

18節負担金補助及び交付金。物価高騰対応重点支援給付金、不足額給付分ということで、199人分507万円となります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費22節償還金利子及び割引料52万1,000円。障がい者自立支援給付金負担金ほかの前年度の精算金による返還金です。

2目老人福祉費22節償還金利子及び割引料48万5,000円。こちらも低所得者保険料軽減負担金の前年の精算による返還金です。

介護保険会計で生じた返還金を一般会計を経由して返還するため、全額介護保険会計からの歳入となります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費22節償還金利子及び割引料165万4,000円。こちらも子どものための教育保育給付費交付金のこちらも前年度の精算による返還金です。

4款衛生費1項保健衛生費2目保健衛生施設費14節工事請負費マイナス193万7,000円。保健センター事務室のエアコン設置事業が金額の確定による減です。

3目予防費22節償還金利子及び割引料1万9,000円。こちらも前年度の事業によ

る返還金でございます。感染症予防事業費の国庫負担金ほかの事業でございます。

9 款消防費 1 項消防費 2 目災害対策費 1 1 節役務費 1 万 7, 0 0 0 円。現在 3 台所有しております衛星無線の利用料の改定があり、不足額を計上するものでございます。

1 2 節委託料 1, 5 7 5 万 2, 0 0 0 円。Jアラート機器更新設置委託料で、現有の今所有している Jアラート受信機等の更新が必要となるため、有利な起債を活用するため、今年度内の発注とするものであります。

資料ナンバー 6 を後ほど御覧いただきたいと思います。なお、事業の完成は、翌年度を見込むため、こちら予算書 4 ページに掲載しておりますが、繰越明許費の予算措置といたします。

1 5 ページ、1 0 款教育費 1 款教育総務費 2 目事務局費 2 0 節貸付金奨学資金 1 0 8 万円。当初予算 9 0 0 万円を計上しておりましたが、対象者が増えたため、補正するものでございます。

以上で、歳出は終わりました、続いて 8 ページ、歳入をお開きください。

1 0 款地方交付税 1 項 1 目地方交付税一節普通地方交付税マイナス 8 0 6 万 3, 0 0 0 円。こちらは、歳入歳出の財源調整分として計上してございます。7 年の普通地方交付税の確定額が、2 0 億 8, 8 8 9 万 4, 0 0 0 円であり、現在の留保額が、5, 4 1 3 万 4, 0 0 0 円となります。

1 4 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費補助金 1 節総務管理費補助金物価高等対応重点支援地方創生臨時交付金 7 9 4 万 6, 0 0 0 円。内訳でございますが、歳出で説明しました低額減税の不足額給付分が 5 1 6 万円、推奨事業費分として、2 7 8 万 6, 0 0 0 円。こちらは、7 月末の陸別町民の人口で割りますと、1 人当たり 1, 3 4 7 円が推奨事業費分となります。

1 6 款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金 1 節利子及び配当金総額 7 2 万 4, 0 0 0 円。各基金利子の増額分については、すべて金利上昇及び預け入れ期間の変更によるものであり、減額分についても、預け入れ期間の変更によるものでございます。

9 ページ、1 7 款寄附金 1 項寄附金 2 目指定寄附金 1 節総務費寄附金 1 4 0 万 8, 0 0 0 円から、5 節の衛生費寄附金 2 3 7 万 5, 0 0 0 円まで、こちら、ふるさと納税分その他指定寄附金であり、内訳については、歳出の説明と重複しますので省略させていただきます。各基金への積立となります。

2 0 節諸収入 3 項貸付金元利収入 4 目 1 節修学資金貸付金収入 2 8 8 万円。

医療技術職員養成修学資金の償還金でございます。こちらは本人からの申し出により就学断念となり、貸付金の返還を受けるものです。月額 8 万円の 3 6 か月分となります。

4 項雑入 3 目 8 節雑入過年度負担金精算金 2 1 2 万 3, 0 0 0 円。障がい福祉サービス費等の国及び道の前年度精算金となります。介護給付費負担金等返還金 9 6 6 万 6, 0 0 0 円。こちら介護保険会計の各事業に係る町の負担分の精算金でございます。町に返す分ということになります。

4目違約金及び延納利息1節違約金4,000円。医療介護技術職員養成修学資金返還金に対する違約金となります。

21款1項で町債で変更理由としましては、当初より有利な充当率、交付税措置率等、有利な起債への振り替え、起債対象物の増加等によるものが変更理由でございます。

1目1節総務債、交流センターLED改修事業160万円。こちら脱炭素債から緊防債に変わります。

2目1節民生債、デイサービスセンターLED改修事業50万円、保育所LED改修事業60万円。こちら2本とも脱炭素債から緊防債という起債に変えます。

3目衛生債1節保健衛生債、保健センターLED改修事業80万円。こちらも脱炭素債から緊防債に変えます。保健センター改修事業170万円。こちらは、一般単独債から過疎債に変えます。事業費が確定したことにより金額も変更します。

4目農林水産業債1節農業債、農畜産物加工研修センターLED改修事業40万円。脱炭素債から緊防債です。

5目1節商工債、公園施設LED改修事業80万円。こちらも脱炭素債から緊防債及び起債の対象物が拡大されたため変更になります。

7目1節消防債、防災情報通信整備事業530万円。こちらは新規でございますが、歳出で説明しましたJアラートの受信設備等の機器更新分で緊防債の活用ということになります。

以上で歳入を終わります、4ページを御覧ください。

第2表繰越明許費9款消防費1項消防費事業名防災情報通信整備事業、金額1,575万2,000円。Jアラートの受信設備等の更新であり、事業の完了が令和8年度となる見込みでございます。したがって繰越明許費を計上します。

第3表地方債補正、変更であります。変更箇所は歳入の起債の説明で説明済みでございますので、簡略で説明いたします。限度額の変更となります。

4ページ、2事業目一般単独事業一般事業でございますが、保健センター改修事業1,080万円は事業費の変更とともに、7ページの過疎対策事業1,250万円に変えるものでございます。一般単独事業（緊急防災・減災事業）防災情報通信整備事業は530万円。こちらが新規計上です。交流センターLED改修事業から公園施設LED改修事業まで、5ページから6ページの脱炭素推進事業からの振り替えで、充当率、対象物の増加などにより、限度額を変更します。

5ページ下段、一般単独事業緊急自然災害防止対策事業。町道凍上災害防止対策事業（ペンケクンベツ原野線）でございますが、過疎対策事業からの振り替えとなります。こちらは、起債の上限等はほぼ同じでございますが、過疎対策事業が、上限を突破しておりますので、その辺で有利なほうに振り替えるということになります。

6ページ中段、公園施設LED改修事業160万円から190万円。イベントセンターの施設であり、対象物が増加したものでございます。過疎対策事業、下から2行目、町道

ペンケクンベツ原野線外、道路整備事業は、こちら先ほど説明しましたが、緊急自然災害防止対策事業へ振り替えるものでございます。

7 ページの下段、保健センター改修事業 1, 2 5 0 万円。こちらは当初、一般事業で予定していましたが、有利な過疎対策事業へ振り替えるものでございます。

以上で、議案第 5 0 号の説明を終了します。

続いて、議案第 5 1 号の説明をします。議案書 1 ページを御覧ください。

令和 7 年度、陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

5 ページ歳出を御覧ください。2 の歳出。4 款基金積立金 1 項基金積立金 1 目介護給付費準備基金積立金 2 4 節積立金介護給付費準備基金 1, 1 2 2 万 3, 0 0 0 円でございますが、歳入歳出の財源調整分の積立となります。

5 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 2 目介護給付費負担金等返還金 2 2 節償還金利証及び割引料 4, 4 0 2 万 9, 0 0 0 円でございます。こちら、各事業の前年度精算金で、内訳は、国が 1, 6 7 2 万、道が 9 2 5 万、基金が 8 3 8 万 4, 0 0 0 円、町に返す分が 9 6 6 万 6, 0 0 0 円、先ほどの一般会計の歳入と同じになります。

続いて 4 ページ、歳入を御覧ください。7 款 1 項 1 目繰越金 1 節前年度繰越金 5, 5 2 5 万 2, 0 0 0 円、繰越金を全額予算計上しております。

以上で、議案第 5 0 号から議案第 5 1 号の説明を終わります。

以後、御質問にお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 0 9 分

再開 午前 1 1 時 1 1 分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第 5 0 号令和 7 年度陸別町一般会計補正予算第 2 号、第 1 条歳入歳出予算の補正のうち、歳出の質疑を行います。

事項別明細書は 1 2 ページからを参照してください。

2 款総務費 1 2 ページから 1 3 ページ中段まで質疑はありませんか。

3 番、渡辺議員。

○3 番（渡辺三義君） 1 3 ページ、緊急支援給付金事業の 1 8 節負担金補助及び交付金補助金の 5 0 7 万円について質疑いたします。

ただいま、物価高騰事業対応重点支援給付金事業ということで説明いただきましたが、ちょっと理解しづらい点がありまして、もう一度確認のため、お伺いしたいと思います。

例えば、具体的にどういう人が、どんなケースで受給できるのか。それともう 1 点、例

えば、金額でいうと算定された額の一番高い方で、どのぐらいあるのか。それと、逆に一番低い方で、どのぐらいの支給なのか、その２点について伺います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、物価高騰対応重点支援給付金に関する御質問であります。まず１点目の、どういう方が対象になるのかということですが、議案説明書の資料ナンバー５を御参照いただきたいのですが、こちらに今回の給付金については、昨年、令和６年度の給付金を支給する際に、令和５年の所得等をもとに給付金の支給額を推計したことにより、令和６年分所得税額及び定額減税の実績等が確定したあとに、本来支給すべき支給額との差が生じた方へ、今回不足分として支給するものです。そのような記載がございます。具体的には、どのような人かという御質問ですので、一例を申し上げますと、例えば、令和６年中に扶養親族が増えたことによって、控除額が増え、結果、所得税額あるいは住民税額に変動が生じた方、あるいは、所得が増減することによって、昨年の推計値と実際の額に差が生じた方、こういった方が不足が生じたことにより、その分の給付というような形になっております。

また、実際に給付額が多い方、少ない方で、どの程度かという御質問ですが、まず、この給付額は、１万円単位に切り上げて支給するものでありますので、まず少ないほうから申し上げますと、一番少ない方は１万円の給付。以降１万円単位で増えていくのですが、当町の場合、現在まだ試算の段階なので確定ではありませんが、一番多い方で１１万円の支給を予定しているところであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、３款民生費１３ページ下段から、４款衛生費１４ページ中段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、９款消防費１４ページ下段から、１０款教育費１５ページまで、質疑はありませんか。

４番、工藤議員。

○４番（工藤哲男君） それでは、議案１４ページの９款１項２目１２節委託費の関係で、令和８年の繰越項目となっていますけれども、防災情報通信整備の１,５７５万２,０００円に関して伺いたいと思います。

この防災情報通信整備、Ｊアラートでございますけれども、これは全国一斉で通信であると思います。自然災害、武力攻撃から守るための緊急情報に瞬時に伝達するシステムと理解をしております。これは資料にもありますが、町民の携帯電話、それから防災無線、愛の鐘、テレビ、ラジオ、インターネットに一斉に警告が流れるシステムであると思っております。

Jアラートの試験放送に関しましては、町内回覧と愛の鐘にて通知をしておりますが、防災に関しては、陸別町防災計画に詳細は書かれておりますが、私は実際にJアラートが鳴ったとき、どのような対策をするべきかということを考えております。高齢者が約40%を占める当町においては、Jアラートとは何なのか、回覧板にて通知はしておりますけれども、どのようなときになったら、どこにどのような避難をするのかという件について、さらに繰り返しの通知の手段が必要ではないかと思っております。

今後、全町民に対する避難訓練を含む丁寧な通知の手段について、今後の対応について伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） ただいまのJアラートについての御質問であります、議員御指摘のとおり、資料ナンバーの6に現在のJアラートの構成については記載がございます。

実際にJアラートが発せられた場合に、どのように避難をするのかと、そのような御質問であろうかと思いますが、町民の皆さんには、日頃、回覧等でJアラートについてのお知らせはしておりますが、実際の避難ということになりますと、例えば、去年の12月に、防災ガイドブックのほうを更新させていただいております。こちらの全戸配付で皆さんにお配りしているところでありまして、そちらにも避難時、災害発生時は、こちらに避難してくださいと、あるいは場合によっては、強固な建物内、避難所に行くのではなくて、強固な建物内に留まるようにとか、あるいは垂直避難であるとか、そういったことをお知らせしているところではあります、より具体的に、今、3年に一度、防災訓練も大規模にやらせていただいております。

今回は、確か来年がその年になろうかと思いますが、そういった訓練を通じて町民の皆さんには、避難方法等を広くお知らせしていきたいと思ひますし、その年でなくても回覧あるいは広報等、または、自治会を通じて、あらゆる手段で避難について、広く周知を進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

5番、中村議員。

○5番（中村佳代子君） 同じく今の防災情報通信整備についてお伺いたします。

このJアラートの機器更新については、老朽化によるものであるのか、それと、この更新によって受信が良くなるとか、改善点があるのかお聞きいたします。

二つ目に、これを当初予算ではなく、この時期の補正予算で出てきた理由についてお伺いたします。

三つ目に、この1,575万2,000円の事業費ですけれども、緊防災で受信機のみが対象ということですから、ほか1,000万の部分については、地上回線に当たるものかと思うのですけれども、これについては、各市町村の分担金になるのか、お伺いた

します。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 今の何個かの質問がありますので、抜けていたらあとで補足させていただきます。

まず老朽化の話、このJアラートでございますが、更新期限が実はもう来ます。ですから、もう使えなくなります。これ全国に配備されておりますが、全国一斉の更新ということになります。この補正のタイミング、ここの時期でございますが、老朽化で使えなくなる時期は、まだこの今ではないです。ただし、先に起債を借りるということで説明させていただきましたが、この有利な起債というのが、緊急防災・減災事業債という起債でございますが、令和7年度に発注したものしか使えないという通達が国から現在のところに出しております。

したがって、これを利用するためには、これは全額、議員御指摘のとおり、1,500万の事業費のうち全額ではなく受信部分ということで、530万円、それだけの部分しか借りることはできないのですが、これを今回、この年度内に発注までできれば、この起債を使えるという、その通知も国から出ております。したがって、完成は令和8年でございますが、繰越明許費処理ということで、今回補正で計上させていただいて、年度内の発注を目指すものであります。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 3点目の御質問の分担金によるものかという部分ですが、今回はJアラートの受信機、それから自動起動装置、そしてアンテナ類、全部まとめて委託料として、1,575万2,000円で発注する予定になっておりますので、分担金等ではなくて全額が委託料というような仕組みで計上させていただいております。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳出全般について行います。ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。歳入の事項別明細書は、8ページから11ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条繰越明許費について質疑を行います。4ページを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に、第3条地方債の補正について質疑を行います。4ページから7ページを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第50号令和7年度陸別町一般会計補正予算（第2号）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第51号令和7年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第51号令和7年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第52号職員の勤務時間、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例

◎日程第12 議案第53号職員の育児休業等に関する条例の一部
を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第11 議案第52号職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例から日程第12 議案第53号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第 5 2 号職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、仕事と生活の両立支援の拡充が行われることに伴い、所要の改正をするものであります。

続きまして、議案第 5 3 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、仕事と生活の両立支援の拡充が行われることに伴い所要の改正をするものであります。

以上、議案第 5 2 号から議案第 5 3 号まで 2 件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、議案第 5 2 号職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 5 3 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は 8 ページとなります。この改正は、職員に対する育児支援の制度を充実させ、育児と仕事を両立させる勤務環境を整えようとするものであります。

それでは、資料により御説明申し上げますので、議案説明書資料ナンバー 7－1 を御覧ください。

まず、初めに法律の改正内容についてですが、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、①支援制度等の情報提供、中段を御覧ください。そして、②支援制度等の利用の意向確認、③職業生活等家庭生活の両立のための配慮といった 3 点を任命権者に義務付けております。

さらに、部分休業制度を拡充して取得パターンを増やすとともに、非常勤職員も職員と同様に、小学校就学の始期に達するまでの子について、部分休業を取得することができるようにしております。

では、条例の改正内容です。資料ナンバー 7－2 となります。1 枚めくっていただきたいと思います。

2、条例の改正内容。1、職員の勤務時間休暇等に関する条例等の一部を改正する条例です。

①として、第 1 5 条の 2－2 が繰り下がることによる文言整理を行います。

②として、第 1 5 条の 2－2 の新設です。先ほど説明しました任命権者の義務について規定しております。

また、③と④については、文言整理と条ずれへの対応となります。

なお、附則において、施行期日は令和 7 年 1 0 月 1 日としております。また、経過措置

として、施行日前においても、３歳に満たない子を養育する職員に必要な措置を講ずることができる規定を設けております。

資料ナンバー８－１から８－２に新旧対照表を記載しております。後ほど御覧いただきたいと思います。

改正内容は、ただいま説明したとおりでございますので、条文及び附則の朗読は省略させていただきます。

これで、議案第５２号の説明を終わりました、次に議案第５３号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は１０ページ、議案説明書は同じく資料ナンバー７－１、下段及び７－２、中段以降となります。先ほど議案第５２号の説明の中でも述べさせていただきましたが、部分休業の拡充がありましたので、それらについて規定しようとするものです。

資料ナンバー７－２、中段以降を御覧ください。条例改正につきましては、①から⑧までございますが、従来の部分休業を第１号部分休業とし、新たに第２号部分休業を定めて選択的取得を可能としております。さらに、特別の事情があるときは、取得パターンを変更することもできるようにしております。なお、第２号部分休業は１０日を基準とし、非常勤職員以外の職員は７７時間３０分、非常勤職員は１日当たりの勤務時間に１０を乗じた時間としております。また、これらの改正に伴う文言整理も行っております。

施行期日は附則において、令和７年１０月１日と定め、経過措置として本年に限り第２号部分休業の基準を５日とし、同じく７７時間３０分の部分は３８時間４５分とする規定を設けております。

資料ナンバーの９－１から９－３に新旧対照表を記載しております。こちらも後ほど御覧いただきたいと思います。

議案集にお戻りください。改正内容につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文及び附則の朗読は省略させていただきます。

大変雑駁で恐縮でございますが、以上で議案第５２号及び議案第５３号の一括の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君）　これから議案第５２号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君）　質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君）　討論なしと認め、これで終わります。

これから議案第５２号職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第53号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第53号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第54号陸別町農業環境支援センター設置条例

○議長（久保広幸君） 日程第13 議案第54号陸別町農業環境支援センター設置条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第54号陸別町農業環境支援センター設置条例についてですが、陸別町における環境に優しい農業を目指し、家畜糞尿等の有効活用と市街地周辺をはじめとする畜産業に起因する環境問題の発生防止を目的として、陸別町農業環境支援センターを設置するため、所要の制定をするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、議案第54号陸別町農業環境支援センター設置条例について、御説明を申し上げます。

議案集は12ページ目になります。まず初めに、この条例の目的について条文第1条では、地方自治法第244号の2、第1項の規定に基づき、陸別町農業環境支援センターの

設置について必要な事項を定めるとしております。

条例第2条から第5条については、本条例により設置いたします、陸別町農業環境支援センターの名称、位置、職員の設置、事業、また事業運営に係る委託について必要な事項を定めております。なお、事務所については、株式会社陸別町農業環境支援公社事務所の一部を借り上げて使用することを予定しております。

第7条では、本条例において定めのない事項については、別に規則で定めるということを規定しております。

この条例の制定により、これまで以上に陸別町農業環境支援公社並びに株式会社アトラス、また、陸別町農業共同組合との連携を強化し、陸別町における環境に配慮し、持続可能な農業を進めていくことといたします。

条例の説明は以上ですので、条文の朗読は省略して、附則を読み上げます。

附則。

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

以上で、議案第54号の説明とさせていただきます。以後、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 議案12ページ、陸別町農業環境支援センター設置条例に関して質問したいと思います。

この農業環境支援センター設置に関しましては、賛成の立場ということで質問したいと思います。現在、アトラス陸別町農業環境支援公社については、3年を経過した段階で、物価高騰と人員不足、さらに軌道に乗せる対策として非常に大切な時期であります。

また、今年もそうですが、近年の猛暑、高温は、これからさらに続くものと考えざるを得ないと思っていることから、町村におけるCO₂削減による環境問題の取組は、必要不可欠となっているのではないかと考えております。その現状の中、小さい町で基幹産業を酪農、畜産とする当町であるからこそその取組であろうと考えております。

私は農業もちろんですが、環境問題については事務レベルの分野を超えて、技術者レベルの問題であると考えております。その中で、現在の行政での環境問題を熟視した職員による農業開発支援センターの設置は事業を運営しているアトラス並びに陸別町農業環境支援公社にとっても大きなメリットであり、事業運営を取り扱っている農協にとっても非常にメリットがあると考えております。

そこで、陸別町農業環境支援センターの設置について、町長に対して、農業環境に関して、町にとってのメリットと設置後のバイオガス現場での今後の取組について伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） まず、私から、今の質問に対して御回答させていただきます。

たいと思います。

条例の目的及び設置の項目に記載のあるとおり、環境に優しい農業を目指すために、家畜糞尿の有効活用や畜産業を中心とする環境問題の解決など、町としての役割を明確にした上で、これまで同様にバイオガス発電の安定運行に取り組み、そして、この先にはプラントにおける余剰エネルギーの有効活用など、官民連携を強化して進めていくことによりゼロカーボンの実現、地球温暖化の抑制に寄与できると考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 今、産業振興課長が答弁したとおりであります。令和5年3月の定例会でゼロカーボンシティを宣言して以来、地球温暖化対策基金を設立し、Jクレジット等々に取り組みさせていただいております。

議員おっしゃるとおり、このバイオガス事業を、今非常に大切な時期というか、乗り越えなくては行けない時期に来ているのかなと思っており、同じ認識でいます。

そこで、町としてどういうふうにしていくのかというところで、今後の展望もありますので非常に大切な事業だと思っております。

今後、支援センターということですが、先ほど課長が説明したとおり、熱利用等と、この陸別町の環境をどうしていくのだというところがありますので、今後も有効に活用し、支援もしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

6番、谷議員。

○6番（谷 郁司君） おおむね、今、さきの議員で分かったのですけれども、いずれにしても、この環境というのは脱炭素も含めて、陸別は利別川の上流地における環境をきちんとしていかないと下々の人たちに、例えば、漁民にも影響を及ぼすということで重要な施設だと思います。そういった中で、今回このように整備して、より充実した考えでやられるのだなと理解いたしました。

いずれにしても、疑問に思うというか、質問としては第4条の必要な職員を置くというのですけれども、これは何人ぐらい置くのか。また、この職員に対する給与というのですか、そういったものが町で負担していく考えなのか、それとも環境、公社というのか、そちらでやるのか、その辺についての見通しを説明願います。

それから、第5条の必要な事業というのですけれども、今現在行われております糞尿でバイオガスを発生させる、そういう仕組みなののですけれども、それ以外に何か考える事業があるのかどうか、あるとしたら説明願います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） まず、この第4条、議員がおっしゃられました第4条の規定する職員の処遇というか、どのような位置づけなのだとしたことと、あと規模感かと思いま

すが、まず、この職員は支援公社の職員ではなく、町の職員という立場で待遇が同じく対応することとなります。

職員の規模、数であります、その支援公社の会社、法人自体でも、プロパー職員というものも、今、雇っておりますが、実際になかなか独り立ちするまでには、人員の問題、様々な問題で、現実には、まだ行っていないという状況になりますが、そこら辺を見極めて適正な人数ということで、現在は約2人が職員として勤務しております。

そのようなことも踏まえまして、将来的な目標は、もちろん自立というのは、一つはあるのかと思いますが、今現在は、まだ先が見えない状況というのが事実でございます。

したがいまして、当面は人数、最低1名以上の体制、また、その状況により変わる可能性はありますが、続くかなと考えております。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 今、副町長が説明したとおりであります、永遠にということではなくて、やはり当初、このバイオガス事業が始まったときには、自立というか、そこでやっていくというところから始まっているのも事実でありまして、そこから今、町として、どうするべきかということの選択をさせていただいているところであります。

今後、もちろん自立というところで、会社としてやっていっていただければ、それは一番いい方法なのかなと思いますが、今、ここの条例化をして設置をするということは、今、まず町として、そのところもあるのですが、これからの環境問題等々、先ほど説明したとおりですが、そういうものも視野に入れながらいきたいと思っています。

それと、今後の展望の中で、先ほど、熱の利用等々、今も名前は出せませんが、熱利用に、こうしていったらいいのではないかとかということで事業所と相談が来たりとか、どういうふうに取り組んでいったらいいのかということでは、まだ発表はできませんが、そういうことも、今、研究して進んでいるところであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番、谷議員。

○6番（谷 郁司君） 事業に取り組むという見通しが、今の説明ではあまり理解できないのですけれども、私が思うのですが、今、19戸が構成員としてなっている。搾乳農家、黒毛も含めますけれども、そのほかにも農家の人たちがたくさんいますね。そういった人たちの、先ほど前段で言った環境の上では、全組合員というか農家が、これを事業に参画するような方向が一番いいと思うけれども、やはり経済的な問題とか、いろいろ個人個人の考えで取り組んでいないと思うのですよね。

そういった意味で、今後の事業拡大というのか、参入の農家を考えているのかどうか、その後の見通しについて伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） この支援センターを設置したことによって、その事業拡大とか、考え方が、ちょっと違うのかもしれないのですけれども、入っていない事業所たちを、また

そこに入れてだとか、そういうことではなくて、今このバイオガス事業に対してのところなので、先ほど議員おっしゃったとおり、これを設置して、これは入っている人、入っていない人の、様々な事情があると思うのですよ。それを今、これを設置したことによって、勧誘をしていくだとか、一緒にやりましょうだとかということではなくて、今これはこれで、19の構成員の皆さんの、そこがバイオガス事業ということです。

何が言いたいかというと、地球温暖化対策基金を設立したということは、これは全体的なことなのですね。バイオのためにやっている基金ではなくて、自分自身の公約で、こう入っているのは陸別町の中でこういうふうにしてJクレジットもそうですよね。これも皆さんの、この今の地球環境の中の陸別がどうしてお金を稼いでいく、そしてまた、森林に対してどうしていくのかということなのです。

バイオ事業というのは、そこの中の一つでありまして、そこにどう支援していくかというお話を今させていただいているだけなので、ちょっと解釈の違いかどうかあれなのですが、でもこれを、今、多分、谷議員がおっしゃっているこのことを設置したことによって、きっと先ほど言った熱利用だとか、例えば、いろいろな展望の中で、またそこで研究したりできるのは、多分、ちょっと広がっていくのかなと思います。

そこを整理しなくてはいけないので、入っていない人がどうだとかというものに対しての事業拡大みたいところでいくと、またちょっと話が違ってくるのかなと思うのですよ。この環境は町全体の中のバイオがあったり、森林があったりだとか、節電していきましょーうだとかという中の一つの部分の中で今、支援センターという位置づけをして、職員はこの設立のときのバイオガス事業の話と今が、いろいろ変わっているのではないとか、いろいろ疑問を抱く方たちも出てくるのかなと思うのですけれども、自分が2年半前になったときの時点と始めたときの時点というのは全く違う環境になって、皆さんにも1億円の運転資金の議決をしていただいたりだとか、4,000万円の補助をしていただいたりだとか、変わってきているわけです。これは、物価高騰があったり、人件費の問題があったり、様々なことがあって、そこに対応しようとして、町としてどうあるべきかということ、今、条例化としてやらせていただいているということなので、そこら辺を御理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番、谷議員。

○6番（谷 郁司君） 町長の今の見通しについて、そういう考えでいるのだと改めて知ったわけなのですけれども、私的には環境問題、それから持続可能なSDGsとか、そういったものもこういう状態を一つの足がかりにしてやっていくことが僕は必要だという感覚の中で、こういう新しい事業ではないけれども、今の農家の人たちが構成員19人ですが、かなり環境に負荷をかけている状態もあると理解しています。そのような人たちをどういうふうに今回、条例を整備することで理解して参入してもらおうかということが僕は大事だと思うので、今、町長言った云々については当初の考え方、出来上がったときのこ

とは僕も知っております。

しかし将来的には、そういうSDGsとか、あるいは脱炭素とか、そういったものも今後、この公社ではない支援センターができることによって、それに網羅した職員の配置を考えたということは、その辺がなっているのかなということで質問したわけなのですが、いずれにしても、僕が今言ったような形で利別川の上流における農業、あるいは河川における環境というのをきちんと、町長が今説明しているのは、公社は公社という環境の今できているものをやっていくというのですけれども、将来的な見通しとして、今回新しい事業に取り組むのかなと思って質問しておりますので、その辺をやはり今後考えた上で、簡単に言えば、全員の農家がこの環境を守るために必要な方向をきちんと見出したほうがいいと思っているのですけれども。以上です。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃる環境面の利別川上流というのは、もう十分承知している中に、今のバイオ事業もあると思います。

ほかの農家に対してというか、そこに限定したことなく、やはり町全体での中の中、農家もありますし、住民皆さんもありますので、今のことが農家ということではなくて、全体的な中の中、まず一つ、そしてそれはもちろん上流なので、川はきれいにしましょうとか、それは当然のことだと思うので農家だけの問題ではなくて、ごみの問題等々出てくると思うので、それはもう十分、今の御説明は議員おっしゃるとおりだと思います。

その辺も視野に入れて、今、新しい事業でこれをやりますよということではなくて、当然、実行計画もできていますので進んでいくものも出てきます。それはその中に入ってくるのかなと思います。当然、議員のおっしゃることは頭に入れながら進んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑ありませんか。

5 番、中村議員。

○5 番（中村佳代子君） この職員を置くということで、私も専門の職員を置いて、先ほどの議員も言っていましたけれども、ここの支援センターを充実させるのには賛成ですが、先ほど副町長の説明で1名から2名ほど職員を出向させるということでしたけれども、現在いる職員を出向させるのか、新たに専門の方を採用するのか分かりませんが、この職員の意思意向というのをどのように取っていくのか、行ったきりになるようなことになるのか、それとも期限を決めて何年間という形を取るのか、この辺について伺いたします。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 今の中村議員の質問でございますが、専門技術を持った職員では、もちろんそれなりの経験は踏まえていますが、専門の技術を持った職員というわけではないのが、まず1点目。

あと、行くときに当たって期限を切っているのかという件ですが、これは期限は切っておりません。したがって、通常の職員の異動と同じような範囲で考えております。ただ、当然、適材適所という判断で今やっているところでございますが、通常の職員と同じような範囲での異動という形に考えております。

以上であります。

○議長（久保広幸君） 5番、中村議員。

○5番（中村佳代子君） 通常の職員のような異動もありつつ、職員の意向も考えていくということです。

今まで出向してなかなか戻ってこられなかったという職員の話も聞いたことがありますので、その辺は職員が現場重視の職場になるので、体の面だとか精神面だとかもいろいろあると思うのですけれども、その辺は尊重するという事でよろしいでしょうか。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） まず、出向という形では全くないので、勤務地、今回の条例改正によりまして、今まで役場が勤務地で、そちらに通うというような状態だったのですが、これが今度は勤務地が向こうに事務所を設けるという形になります。そうなるといういろいろなメリットももちろんございます。直接向こうに出勤ができると。これはすごく効率的なことであります。職員が直接行けると時間の節約、様々なことがある。

あと、職員の体調に関しては、いろいろ配慮していきたいと思います。出向で何年というような話ではございません。

以上であります。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 誤解されたらあれなのですけれども、専門職員を送るとか、そういうことではないです。今も、多分このあとも現状変わらないと思います。今、一人行ってますから。

例えば、今は1回役場に來てから行くということだったのですけれども、そこをきちんとした位置づけにすることによって、スムーズに行けるというところを1回整理しましょうというところもあります。その奥に、やはりそういう位置づけをしていけば、いろいろな展望も出てくるのではないかというのは、またあとの話で、今そこに専門職を誰かを取って行こうという考えは今ありません。

出向とか、それはいろいろな今までのことを多分おっしゃっていて、行ったきりだとか、そういうことでは全くなくて、今、長くなっている部分もあるのですが、今、どうしても乗り越えなくてはいけない、先ほどの工藤議員とのお話もありましたが、乗り越えなくてはならないという大事な場面なので、どうしてもその位置で長くなってしまうのは、これはもう事実です。

ただ、そこにずっといてもらうという形は、私自身取ることはありません。誰でも異動して、いろいろな経験というのは必要なことですし、人事に関しては様々な考えを持って

やっておりますが、必ず次の人に引き継ぎができるようにということで、今からでも指示をしながらやっているところなので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質問を求めます。

1 番、濱田議員。

○1 番（濱田正志君） 今の一連の流れをお聞きした上で、ちょっと説明された段階で認識した部分と最初の段階では、新たな職員を雇うような雰囲気だったのですけれども、今の最後の答弁では実際、産業振興課の農業担当で、このような内容をされていると思うのですが、その方が出勤しやすような形で、新しいシステムを組み込むという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 今の現時点で、いろいろなやり方ができることなのです。後から増やすなど、いろいろなことができるようになっていきます。

ただ、今の現状の中ではまず作ります。これからの展望の中に、話になるのが、多分今ごっちゃになったのかもしれないのですけれども、この後に展開があるので、そこにもしかしたら新しい人を入れられるという、この後のことがあります。だから今は、急にこれを行ったからといって職員を募集して入れるということではなくて、いろいろな展開がこれから出てくるので、そこに職員なり、地域おこし協力隊なり、様々な考えを持ちながらおります。ただ、これが今、バイオの現状がありますので、そこは御理解いただきながらということです。

だから今のままで行くのではなくて、次の展開も考えながらいるので、1 回こういう整理をして行ったほうがやりやすいのではないかなということなので、両極端にこうやったからではなくて、いろいろな幅を持って置くことができるということにさせていただいているのは、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 5 4 号陸別町農業環境支援センター設置条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第 5 4 号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（久保広幸君）　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会　午後１２時０１分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員